

表面

## 遊漁船業者登録申請書

証紙貼付欄  
(消印してはならない。)

登録の種類	新規・ <del>更新</del>	※登録番号	※記入しない
		※登録年月日	※記入しない

この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。

令和〇年〇月〇日

申請者 株式会社 鳥取  
代表取締役 鳥取 太郎

鳥取県 知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	カズシカイシャ トツリ 株式会社 鳥取
住 所	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス tottori@aaa.jp
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ダヒヨウトリシマリヤク トツリ タク 代表取締役 鳥取 太郎

法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
トツリ タク 鳥取 太郎	代表取締役		
申請時において既に受けている登録			〇〇県△△△

他県で遊漁船登録を  
受けていれば登録番  
号を記入

裏面	未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称				
	住 所	郵便番号 ( - )	電話番号 ( ) メールアドレス -			
法定代表人が法人である場合の代表者の氏名	フリガナ 氏 名					
法定代表人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）			
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名 称			所 在 地 郵便番号 (○○○-○○○○) 電話番号 (○○○) ○○○○-○○○○ メールアドレス tottori@aaa.jp			
カブシキガイシャ トツリ 株式会社 鳥取			鳥取県鳥取市東町一丁目220番地			
法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名			鳥取 太郎、鳥取 花子			
フリガナ 遊漁船の 名称	損 害 賠 償 措 置					
	保険契約又は 共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の 定員	利用定員	填補限度額 (定員1名当たりの額)	保険期間
トツリマル 鳥取丸	○○保険株式会社 賠償責任保険	有・無	10名  旅客定員	※瀬渡し 有の場合 のみ記入	5,000万円	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで
他の都道府県知事の登録状況						
登 錄 番 号		登 錄				
		他県で遊漁船登録 を受けていれば登 録番号を記入				

## 備 考

- 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。
- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

記入例（法人用）

別記様式第二号（第四条関係）

（表面）

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

〔  
登録申請者  
~~登録申請者の役員~~  
~~登録申請者の法定代理人~~  
~~登録申請者の法定代理人の役員~~〕

令和〇年 〇月 〇日

申 請 者 株式会社 鳥取  
代表取締役 鳥取 太郎

鳥取県知事 殿

備 考

「〔  
登録申請者  
登録申請者の役員  
登録申請者の法定代理人  
登録申請者の法定代理人の役員  
〕」については、不要なものを消すこと。

(裏面)

## ○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
  - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（口において「親会社等」という。）
  - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
  - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第二十二条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十二条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 十五 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者
- 十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

記入例

別記様式第三号（第四条関係）

実務経験証明書

（鳥取 太郎）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

本人または遊漁船  
登録をしている者

令和〇年 〇月 〇日

証明者 〇〇 〇〇

電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称 (遊漁船業者の登録番号)	業務の形態(船釣り、瀬渡し等)	業務を実施した海面等	実務経験の期間
鳥取 太郎 (鳥取県〇〇〇)	船釣り	〇〇沖	令和5年4月1日 から 令和6年5月2日 まで
合計期間			満 1年 1カ月 1日

備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

## 実務研修証明書

( 鳥取 太郎 ) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

本人または遊漁船  
登録をしている者

令和〇年 〇月 〇日

証明者 〇〇 〇〇

電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（1日につき5時間以上）
鳥取 太郎 (鳥取県〇〇〇 )	船釣り	〇〇沖	令和5年4月1日 から 令和5年4月20日 まで
鳥取 太郎 (鳥取県〇〇〇 )	瀬渡し	△△沖	令和5年6月10日 から 令和5年6月22日 まで
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 32日

## 備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇年 〇月 〇日

申請者 株式会社 鳥取  
代表取締役 鳥取 太郎

鳥取県知事 殿

## 備考

## ○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
- 二 法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

## ○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 四 第二十二条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十二条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの